

平成14年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

平成14年7月8日（月曜日）

議事日程

平成14年7月8日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第61号 平成14年度防府市一般会計補正予算（第2号）
（各常任委員会委員長報告）
- 4 議案第62号 平成14年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
（教育民生委員会委員長報告）
- 5 推薦第2号 防府市農業委員会委員の推薦について
- 6 議案第63号 防府市議会図書室条例中改正について
- 7 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 8 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 9 意見書第2号 NPO優遇税制の拡充を求める意見書
- 10 決議第1号 市民生活を支える道路整備の推進を求める要望決議
- 11 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	深 田 慎 治 君	2番	山 下 和 明 君
3番	河 杉 憲 二 君	4番	行 重 延 昭 君
5番	岡 村 和 生 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	横 田 和 雄 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	山 本 久 江 君
11番	木 村 一 彦 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	藤 野 文 彦 君	14番	山 田 如 仙 君
15番	平 田 豊 民 君	16番	安 藤 二 郎 君

17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
19番	石丸典子君	20番	松村学君
21番	大村崇治君	23番	藤井正二君
24番	河村龍夫君	25番	今津誠一君
26番	田中敏靖君	27番	中司実君
28番	青木岩夫君	29番	横見進君
30番	久保玄爾君		

欠席議員（1名）

22番 広石 聖君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	関誠君	財務部長	湯浅克彦君
財務部理事	板村壽一君	総務部長	中村武則君
総務課長	渡辺知明君	生活環境部長	戸幡昭彦君
産業振興部長	阿部實君	土木建築部長	林勇夫君
都市整備部長	清水義久君	健康福祉部長	村田辰美君
教育長	岡田利雄君	教育次長	山下州夫君
水道事業管理者	福田勝正君	水道局参事	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	小田寛君

事務局職員出席者

議会事務局長 山下正君 議会事務局次長 中村武文君

午前10時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は広石議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

13番、藤野議員、14番、山田議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いします。

議長（久保 玄爾君） ここで藤本議員より、さきの本会議における一般質問での発言について、会議規則第63条の規定により訂正をいたしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。8番、藤本議員。

〔8番 藤本 和久君 登壇〕

8番（藤本 和久君） 6月26日の本会議の一般質問における発言中、そこにありますように、申し出書のとおり一部訂正させていただきたいと思えます。

よろしくお願いします。

議案第61号平成14年度防府市一般会計補正予算（第2号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） それでは議案第61号を議題といたします。

本案については各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。25番、今津議員。

〔総務常任委員長 今津 誠一君 登壇〕

25番（今津 誠一君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました議案第61号平成14年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、総務委員会所管事項について、去る7月1日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳入面では、県支出金及び平成13年度決算見込みによる繰越金を計上するとともに、歳出面では、野島航路補助金を計上しているものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。12番、馬野議員。

〔教育民生常任委員長 馬野 昭彦君 登壇〕

12番（馬野 昭彦君） 議案第61号平成14年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る7月2日、委員会を開催し、審査い

たしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、国・県支出金、寄附金のほか、国民年金印紙調達基金が廃止されることにより、一般会計への繰入金が増入されるものなどがございます。

次に、歳出につきましては、まず民生費では、社会福祉総務費において、指定寄附金を社会福祉事業振興基金に積み立てるものがございます。老人福祉費において、補助事業の内示により防衛施設周辺老人福祉施設防音事業に要する経費が計上されているものがございます。児童措置費においては、野島保育所の開設に伴う社会福祉事業団への委託料が計上されているものがございます。次に教育費では、教育指導費において、県の補助内示によりサポートチーム等、地域支援システムづくり推進事業の新設に伴う経費が計上されているものがございます。

青少年健全育成費においては、県の補助内示により、完全学校週5日制に対応するために創設した青少年奉仕活動体験活動推進事業、地域教育力活性化事業に要する経費が計上されているものなどがございます。

審査の過程におきまして、主な質疑につきまして申し上げます。「老人福祉施設防音事業に関連して、本市では初めてのケアハウスになると思われるが、今後これに対する需要はふえてくることが予測される。介護保険事業計画の見直しに当たり、ケアハウスに対する位置づけをどう考えていくのか」との質疑に対し、「今年度高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の見直しを行います。この中で施設数の見直しをしていく予定にしておりますが、ケアハウスにつきましては、介護保険施設とは別の施設として高齢者にとって必要なものと考えており、今後、計画づくりの中で検討してまいります」との答弁がございました。その他、補助の内容についての質疑などもございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、経済委員長の報告を求めます。28番、青木議員。

〔経済常任委員長 青木 岩夫君 登壇〕

28番（青木 岩夫君） 議案第61号平成14年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、経済委員会所管事項につきまして、去る7月1日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正といたしましては、農林水産費の水産振興費において、県の補助内示により新規漁業就業者住宅確保支援事業の新設に伴う補助金、商工費の商工振興費において、国

の補助内示により、まちづくり支援事業として商業タウンマネジメント計画策定に要する補助金を計上しているものでございます。

審査の過程における質疑の主なものといたしまして、「まちづくり支援事業補助金の具体的な用途はどのように予定されているのか」との質疑に対して、執行部より「防府商工会議所が事業主体となって、TMO計画を策定し、国の承認を得ないと補助金などの適用は受けられませんので、その計画書を作成するための経費となります。コンサルタントへの委託経費が主な支出になるうかと思えます」との答弁がございました。これに関連して、「コンサルタントに頼ることなく、他の手法も考えてもらうべきではないか。補助の有効的な活用を望みたい」との要望もございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしました結果、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第61号については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

議案第62号平成14年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

（教育民生委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第62号を議題といたします。

本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。12番、馬野議員。

〔教育民生常任委員長 馬野 昭彦君 登壇〕

12番（馬野 昭彦君） 議案第62号平成14年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、去る7月2日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、平成13年度の老人医療費の確定に伴いまして、精算をするものでございます。

歳入では、過年度分の支払基金交付金及び国庫負担金の減額をするものとともに、同じく過年度分の県負担金を計上するものでございます。

次に、歳出では、診療報酬支払基金への償還金を計上し、繰上充用金を減額するものでございます。

委員会といたしましては、執行部の説明を了として、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第62号については、委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

推薦第2号防府市農業委員会委員の推薦について

議長（久保 玄爾君） 推薦第2号を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、青木議員、藤井議員、行重議員、横田議員の退席を求めます。

〔青木議員 藤井議員 行重議員 横田議員 退席〕

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。本件については会議規則第36条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第2号については、青木岩夫、藤井正二、行重延昭、横田和雄、徳重一代の5氏を推薦することに決しました。

議案第63号防府市議会図書室条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第63号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。23番、藤井議員。

〔23番 藤井 正二君 登壇〕

23番（藤井 正二君） 議案第63号防府市議会図書室条例中改正について、御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部が改正され、項番号が繰り下げられたこと等に伴い、条文の整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第63号については、原案のとおり可決されました。

議案第64号工事請負契約の締結について

議長（久保 玄爾君） 議案第64号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第64号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本案は、平成14・15年度の継続事業として、当初予算で御承認をいただきました市道中河内尾崎線（大崎橋自転車歩行者専用橋）橋梁上部工工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

大崎橋自転車歩行者専用橋の整備につきましては、大崎橋を通行する自転車及び歩行者の安全を確保するため、平成11年度から事業に着手しておりますが、本工事は、平成14・15年度の2カ年で、全長237.6メートル、全幅4.8メートルの橋げたを製作し、架設するものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました6共同企業体で入札を行いました結果、株式会社東京鐵骨橋梁・中村建設株式会社共同企業体が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

議案第65号工事請負契約の締結について

議長（久保 玄爾君） 議案第65号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第65号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。
本案は、当初予算で御承認をいただいております防府市立牟礼小学校校舎増改築工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

牟礼小学校の校舎につきましては、平成9年度に実施しました耐震診断で改築の必要が生じたことなどから、文部科学省の補助事業として、平成12年度から平成15年度の4期に分けて増改築・改造等を実施し、学校環境の整備を図る予定にしております。

本工事は、その第3期工事として、教室棟の増改築を実施するものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました澤田建設株式会社ほか9社で入札を行いました結果、最低の価格で申し込みのあった業者から4番目に低い価格で申し込みのあった業者までにつきましては、本市の定める低入札価格調査基準価格を下回ったため、その内容を調査審議した結果、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、この4業者を本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で5番目に低い価格で申し込みのあった澤田建設株式会社を落札者といたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。11番。

11番（木村 一彦君） 牟礼小の工事につきましては、昨年は年度初めの4月5日に入札の公示がされております。大体新年度になってすぐに入札するということですが、今回に限っては約1カ月遅く、5月9日に入札の告示がされております。大体学校の建築工事なんていうのは、年度初めにやるのが普通じゃないかというふうに私ども受け取っておりますが、この辺の理由について、まず御説明願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 昨年の工事の発注時期に比べまして、今年度の発注時期がおくれたという御質問でございますけれども、確かに昨年度の6月議会で、工事請負契約の締結について承認いただいた案件は、牟礼小の増改築工事と公共下水道築造工事中関1号幹線の2件です。牟礼小につきましては5月18日、中関幹線については6月20日に入札を行い、6月14日と7月2日にそれぞれ議会の承認をいただいております。

今年度の議会承認案件の工事発注に当たりましては、事案が複数になる場合は、入札日、牟礼小、それから大崎の橋梁上部工とも、6月21日を統一いたしまして、事務手続の効

率を図ることいたしました。

また、発注計画を立てる際には、6月議会の開催日、6月の下旬と想定して、スケジュールを昨年度は組みました。今年度は6月の下旬を予定をしたということも一つの要因でございますが、いずれにいたしましても、議会の開催日を目標にいたしまして、その年の事務量等も考慮しながらスケジュールを組みますので、発注時期につきましては、今後とも多少ずれが生じるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 発注時期については、議会との関係、その他でずれが出るということでありましたので、一応お伺いしておきます。

それと、今回、今、市長の補足説明にもありましたが、全く新しい入札についての制度が導入されたんだらうと思います。調査基準価格と判断基準額、許容範囲、こういうものが設定されまして、かなり事細かに低入札についての基準が決められておりますが、この辺は恐らく国や県の指導もあったことだらうと思いますし、その背景や理由といたしますが、なぜ今年度からこのように事細かに決まったのか、この辺についてちょっと御説明願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 例の低入札調査の実施要領、14年4月1日から、今回改正をいたしました。低入札価格につきましては、著しく低い価格での入札については、やはり工事の手抜きによる品質の低下、あるいは下請けへのしわ寄せ、あるいは労働条件の悪化、安全対策の不徹底ということにつながりやすいということもでございます。本市におきましても、地方自治法の施行令第167条の10第1項の規定に基づきまして、契約の内容に適合した事項が可能かどうかを確認するという低入札価格調査を実施しております。

この制度につきましては、14年4月1日から現在の制度に変えたということですが、これは大きな要因といたしましては、県と市の制度が違うことから生じる、いわゆる業者間の戸惑い、あるいは誤解、疑問等を解消するために改正したものでございます。今回の改正では、特に数字的判断基準を設定いたしまして、客観的に見分けるということで、判断基準額あるいは許容範囲、見積内訳書の審査基準等の基準につきまして、制度が複雑でわかりにくいのもありますけれども、15の調査項目あるいは要領及び調査マニュアル等も作成いたしまして、逐一調査し、履行可能と判断した工事につきましても、また要綱等調査資料及び調査記録を監督職員に引き継ぐことになっておりますので、そのような監督体制につきましても、7月1日より新しく制定をしております。

今後とも調査体制の充実等も図りながら、工事の品質確保等も努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 事前に御説明いただいた中では、今回のこの工事は、予定価格事前公表のテストケースということになっておりまして、予定価格も事前公表をされております。

したがって、受注する業者の側から見れば、調査基準価格、それから最低の判断基準額、おおよそ検討がつくわけです。大体今回のケースで見ますと、調査基準価格、要するにこれは低入札の疑いがあるので、調査するよという、上の価格が大体予定価格の75%前後、それからこれ以下は認めないよという判断基準額といいますか、これが大体7割程度、私の計算は大ざっぱですから、ちょっと違うかも知れませんが、75%から7割程度の範囲が調査対象になるよと、こういうことになっているわけです。

したがって、確かに余りにめっちゃくちゃな低入札を防ぐと、粗雑な工事を防ぐという意味ではわかるんですけども、今後、予定価格の事前公表が行われ、こういう基準が示されると、大体こういう工事に関しては予定価格の75%以上に結果として誘導する、誘導するという言い方は悪いですけども、ことになるわけですね。それは業界全体として余りにめっちゃくちゃな、安い工事を請け負わないという点ではいい面もあるかもしれませんが、事実として75%以上ぐらいでないに通らないよという形になるんじゃないかならうかと。これはこのケースですよ、場合によっては数字は違うと思いますがそれでも。

そういう点で、今までから見ますと、昨年度あたりは6割、5割というのもあったわけですね。市民の立場から見ると安ければ安いほどいいが、しかし手抜き工事や粗雑な工事をやられたら困るということでは、こういう点、いたし方ないかなとも思うが、事実上、そういうふうに誘導していくようになるんじゃないかという点について、お答え願いたい。

それから問題は、いつも問題になってくる下請け関係の保護です。私もこの議会でたびたび要望しましたがけれども、元請けは安く請け負っても、そのしわ寄せが下請けにいく、元請けは余り損をしないということでは困るわけで、今、業界全体では単価がどんどん下がって非常に困っているということでもありますから、下請けの保護が新しい制度ではどういところに保障されているのか、この2点をお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） ただいまの建築関係で、牟礼小の場合、七十数%程度だという御質問で、高いところに誘導されるのではないかというような御質問でございますが、

建設工事等につきましては、県の場合でも、昨年度は直接工事費と共通仮設費積み上げ分と、建設の場合は予定価格の75%の、どちらかの低い方ということによっておまして、大体土木の場合は3分の2で、66.66%ぐらいとの比較で低入札をとってあって、防府市の場合はすべて3分の2と、直接工事費と共通仮設費積み上げ分との低い方ということとで設定しておりましたけれども、建築の場合は、大体75%程度の高どまりのようなことで県の場合は分けておりました。今回は県の制度と去年はちょっと違っておりましたので、今回、このように県の制度に合わせたということでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 下請けのしわ寄せはないかということと、品質管理の件のお答えをいたします。

さきの本会議でもお答えをしておるかと思えますけれども、従来どおり、山口県土木工事共通仕様書、それから施行管理基準というものがあまして、それに合わせて監理・監督を指導しております。

それから、契約の内容につきましては、財務部長申しましたように、契約の内容に適合した履行ができ得るかどうかの確認をするために、低入札価格調査を現在実施しております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第65号については、原案のとおり可決されました。

意見書第2号NPO優遇税制の拡充を求める意見書

議長（久保 玄爾君） 意見書第2号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。19番、石丸議員。

〔 19 番 石丸 典子君 登壇 〕

19番(石丸 典子君) 意見書第2号NPO優遇税制の拡充を求める意見書につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

国民の価値観が多様化する中、住民のニーズも多様化し、かつ増大してきておりますが、こうしたニーズにこたえていくことが行政のみでは極めて困難になりつつあります。

こうした状況の中で、平成10年にNPO法が施行され、6,000団体を超えるNPO法人が誕生しつつあり、平成13年10月には待望のNPO優遇税制がスタートしたところであります。

しかし、NPO法人に個人や企業が寄附を行う場合、その一定額を所得控除や損金算入の対象とすることができる寄附金控除制度を利用できる「認定NPO法人」となるための認定要件が厳しく、これまで認定されたのは、わずか5法人にすぎません。

今後、より一層NPOを育成・支援し、活動しやすい環境整備を図るために、お手元にありますとおり、4点の諸施策の実現を要請するものでございます。

御賛同のほど、よろしく願いを申し上げます。

議長(久保 玄爾君) 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号については、原案のとおり可決されました。

決議第1号市民生活を支える道路整備の推進を求める要望決議

議長(久保 玄爾君) 決議第1号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。23番、藤井議員。

〔 23 番 藤井 正二君 登壇 〕

23番(藤井 正二君) 決議第1号市民生活を支える道路整備の推進を求める要望決

議について御説明を申し上げます。

お手元に配付しておりますとおりでございますが、政府並びに国会に対して、平成15年度予算編成に当たって、市民生活に必要な道路整備事業の計画的な推進のために、道路財源の一層の充実と、地方への重点的な配分を図るよう求めることについて、決議しようとするものでございます。

皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第1号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（久保 玄爾君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から委員会において調査中の所管事務について、会議規則第102条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成14年第2回防府市議会定例会を閉会いたします。長時

間にわたり慎重な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

午前 10 時 38 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 14 年 7 月 8 日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 藤野 文 彦

防府市議会議員 山田 如 仙